

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	<b>事務事業名</b> 成年後見制度利用支援事業（高齢者）
-------------------	--------------------------------

区分	番号	名 称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	2	高齢者福祉の確立
小分類	2	高齢者福祉の充実
主要な施策	2	ひとり暮らし老人の支援
事務事業番号	003	事務事業コード 13222003 事業開始年度 平成 2 1 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	介護保険特別会計	予算書上の事務事業名	成年後見制度利用支援事業費
------	----------	------------	---------------

部 名	保健福祉部	グループ名	高齢・介護 G
-----	-------	-------	---------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	（事務事業の実施目的を具体的に記載してください） 高齢者の権利・利益を保護すること。
手段（事業の内容・活動）	（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください） 成年後見制度の利用が必要な65歳以上の方で、成年後見制度の申し立てをする親族がいない、申し立てに係る費用や後見人等への報酬を負担できない方を対象に、家庭裁判所に申し立てを行うとともに、申立費用や後見人への費用を負担できない場合には、市がその費用を負担する。 ・対象者の親族の有無を確認 ・親族がいた場合は、申立の意思を確認 ・親族がいない、親族による申立が期待できない場合に市による申立を行う ・対象者に申立費用の負担能力がない場合は市が負担 ・後見人等への報酬が負担できない場合は、その費用の一部または全部を助成
成果	（事務事業の実施成果を具体的に記載してください） 高齢者の権利、利益が保護される。
根拠法令等	（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください） 老人福祉法第32条（できる規定） 登別市成年後見制度利用支援事業実施要綱

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	申立件数	件	目標値	3	3	5	5	5
			実績値	0				
	申立費用等助成件数	件	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	0				

事業費の推移

区 分			単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称 地域支援事業交付金	千円		320	372	372	372	1,116
	道支出金	名称 地域支援事業交付金	千円		160	186	186	186	558
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称 成年後見制度利用者負担金	千円		72	199	199	199	597
	一般財源	名称	千円		250	185	185	185	555
合 計					0	802	942	942	2,826
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	199	409			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		199	409			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 市が実施しなければ、制度を活用できない方がいるため。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 権利・利益を保護することができる。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 事業・制度の周知に努める。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 申立に係る費用は、国等により決められているため。

担当グループによる評価

<b>維持</b>	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	高齢者の権利・利益を保護するためには、必要な事業である。
-----------	----------------------	------------------------------

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

<b>維持</b>	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）